

# 重 要 事 項 説 明 書

## (障がい福祉サービス)

### 1. 当医療生協、居宅介護事業所のサービスの方針等

- (1) 福山医療生活協同組合ヘルパーステーション城北は、居宅介護の必要がある利用者に対し、日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴・排泄・及び食事等の介護、調理・洗濯・及び掃除等の家事、重度訪問介護、同行援護、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたるサービスを提供します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業、運営等毎年度計画を作成して実施しております。事業計画、財務内容等は閲覧できます。ご希望の方はお申し出下さい。
- (4) 当生協では、ハラスメント防止の指針に基づき、対策を講じています。

### 2. 事業所の概要

事 業 所 名	福山医療生活協同組合 ヘルパーステーション城北
所 在 地	福山市木之庄町三丁目6番10号
事業者指定番号	3411501962 (障がい福祉サービス) 3461301222 (地域生活支援事業)
管理者・連絡先	牧野美幸 電話:(084)973-6455
サービス提供地域	福山市

### 3. 事業所の職員体制

管理者 1人 , サービス提供責任者 2人 , 従業者 常勤換算2.5人以上

### 4. 営業時間

区 分	月～金	土曜日
営 業 時 間	8:30～17:00	8:30～12:30
休 日	日曜日、祝日、12月30日～1月3日	

### 5. サービスの内容

- (1) 居宅介護計画等の作成

- (2) 身体介護に関する内容

食事介助、排泄介助、入浴介助、その他の日常生活を営むのに必要な身体介護、

- (3) 通院等介助（身体介護を伴う場合）

- (4) 家事援助に関する内容

調理、洗濯、掃除、その他日常生活を営むために必要な家事援助、

- (5) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）

(6) 重度訪問介護に関する内容

(7) 同行援護に関する内容

移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(8) 移動支援に関する内容

身体介護を伴う移動支援

身体介護を伴わない移動支援

(9) その他生活等に関する相談や助言

## 6. 利用料金

(1) 利用料金及び利用者負担額

指定障害福祉サービスの利用料は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくものです。利用者負担額は原則として利用料の1割ですが、利用者負担上限月額を超えて支払う必要はありません。

### ○居宅介護

(身体介護)

	30分未満	30分～ 1時間未満
単位数	256単位	404単位
利用者負担額	256円	404円

(家事援助)

	30分未満	30分～ 45分未満	45分～ 1時間未満
単位数	106単位	153単位	197単位
利用者負担額	106円	153円	197円

(通院等乗降介助)

単位数	102単位/回
利用者負担額	102円

※1時間以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※通院介助サービスについては、身体介護の有無により、身体介護もしくは家事援助の料金に準じます。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）… 所定単位の40.2%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位 ・緊急時訪問加算…100単位 ・利用者負担上限額管理加算…150単位

### ○重度訪問介護

	1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分～ 2時間未満	2時間～ 2時間30分未満
単位数	186単位	277単位	369単位	461単位
利用者負担額	186円	277円	369円	461円

※2時間30分以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）… 所定単位の32.8%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位　・緊急時訪問加算…100単位　・利用者負担上限額管理加算…150単位

#### ○同行援護

	30分未満	30分～1時間未満
単位数	191単位	302単位
利用者負担額	191円	302円

※1時間以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（I）…所定単位の40.2%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位　・緊急時訪問加算…100単位　・利用者負担上限額管理加算…150単位

#### ○移動支援

サービス内容	時間	利用者負担額
個別支援	身体介護有	0.5時間 190円
	身体介護無	0.5時間 105円

※グループ支援については担当者にお尋ねください。

#### （2）キャンセル料

訪問直前のキャンセルや、連絡を頂かないままヘルパーが訪問しお留守であった場合等、キャンセル料として1回1,000円をいただきます。出来るだけ前日までにその旨をご連絡ください。

☆ 連絡先 （084）973-6455（ヘルパーステーション城北）

#### （3）その他

① 利用者のお住まいでのサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 利用料金のお支払方法

##### ○現金集金

翌月10日から27日の間に訪問させていただきますので、その時にお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書をお渡し致します。

##### ○口座自動引き落とし

事業所所定の用紙に記入して頂き、翌月より毎月27日（土・日・祝祭日の場合はその翌日）に、指定の口座より利用料を引き落とさせて頂きます。領収書はご自宅にお届けします。

## 7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

（1）事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（2）事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

（3）事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等

に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。

ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

## 9. 損害賠償

サービスの提供にあたって利用者生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に過失がある場合は、この限りではありません。

## 10. 虐待防止の措置について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者…管理者：牧野美幸

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止の適正化のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して虐待防止のための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町、または地域包括センターに通報します。

## 11. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

## 12. 身体的拘束等の原則禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合はその際の利用者の状況、やむを得ない理由を記録します。

## 13. 秘密の保持と個人情報の保護に関する事項

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ・事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者やその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- ・この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了後においても継続します。

- ・事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ・利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ・利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、その処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料が必要な場合は利用者負担とします。)

#### 14. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福山医療生活協同組合 ヘルパーステーション城北	電 話 番 号	(084) 973-6455
	F A X 番 号	(082) 921-6465
	相 談 員 (管 理 者)	牧 野 美 幸
	対 応 時 間	平日 8:30~17:00
		土曜 8:30~12:30

- (1) 苦情を受けた場合、管理者は直ちに利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の詳細を確認します。
- (2) 苦情の内容を確認した後、速やかに関係者を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- (3) 検討会議の結果をまとめ、速やかに具体的な対応を指示します。同時に利用者・家族にも説明し、必要な対応を行います。
- (4) 苦情処理結果を台帳に記録します。また、再発防止に努めるよう全職員に徹底します。
- (5) 事業者は苦情について、市町、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合にはそれに従い必要な改善を行い、求めがあった場合には改善内容を報告します。

○次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

福山市役所 障がい福祉課	所 在 地	福山市東桜町3-5
	電 話 番 号	(084) 921-2111(福山市市役所総合)
		(084) 928-1208(障がい福祉課直通)

#### 15. 当医療生協の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	福山医療生活協同組合
代 表 者 名	山 崎 弘 貴
本 社 所 在 地 ・ 電 話	福山市木之庄町2-7-2・(084) 973-2280
業 務 の 概 要	医療福祉事業
事 業 所 数	7ヶ所

【説明確認欄】

年　月　日

障がい福祉サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 福山市木之庄町二丁目7番2号  
法人名 福山医療生活協同組合  
代表者名 山崎弘貴

(事業所) 所在地 福山市木之庄町三丁目6番10号  
事業所名 福山医療生活協同組合  
ヘルパーステーション城北

説明者 \_\_\_\_\_

障がい福祉サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_